

○ 特定金融会社等の開示に関する内閣府令（平成十一年大蔵省令第五十七号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 特定金融会社等は、金融商品取引法の規定により有価証券届出書、発行登録書、発行登録追補書類、有価証券報告書又は半期報告書を提出するためこれらの書類を作成するときは、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号。以下「開示府令」という。）に定める事項のほか、この府令に定める事項をこの府令の定めるところにより記載しなければならない。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一〇五 略」</p> <p>「号を削る。」</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 特定金融会社等は、金融商品取引法の規定により有価証券届出書、発行登録書、発行登録追補書類、有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書を提出するためこれらの書類を作成するときは、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号。以下「開示府令」という。）に定める事項のほか、この府令に定める事項をこの府令の定めるところにより記載しなければならない。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>「一〇五 同上」</p> <p>六 四半期報告書 金融商品取引法第二十四条の四の七第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する四半期報告書をいう。</p>

六 「略」

(貸付金残高の内訳等の有価証券届出書における開示)

第三条 金融商品取引法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする特定金融会社等(以下「届出書提出特定金融会社等」という。)のうち次の各号に掲げる事項を記載した有価証券報告書又は半期報告書を提出していない者は、当該有価証券届出書に、当該有価証券届出書の提出日の属する事業年度(その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度)の直前事業年度終了の日における当該届出書提出特定金融会社等に係る次の各号に掲げる事項を、当該各号に定める様式により記載しなければならない。

「一〇五 略」

2 前項の規定により同項に規定する事項を有価証券届出書に記載しようとする届出書提出特定金融会社等は、次の各号に掲げる有価証券届出書の様式の区分に応じ、当該各号に定める箇所に記載しなければならない。

一 開示府令第二号様式 同様式の第二部 企業情報の第2 事業の状況の4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

二 開示府令第二号の二様式 同様式の第一部 証券情報の第4 その他の記載事項

三 開示府令第二号の三様式 同様式の第一部 証券情報の第4

七 「同上」

(貸付金残高の内訳等の有価証券届出書における開示)

第三条 金融商品取引法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする特定金融会社等(以下「届出書提出特定金融会社等」という。)のうち次の各号に掲げる事項を記載した有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書を提出していない者は、当該有価証券届出書に、当該有価証券届出書の提出日の属する事業年度(その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度)の直前事業年度終了の日における当該届出書提出特定金融会社等に係る次の各号に掲げる事項を、当該各号に定める様式により記載しなければならない。

「一〇五 同上」

2 「同上」

一 開示府令第二号様式 同様式の第二部 企業情報の第2 事業の状況の2 生産、受注及び販売の状況

二 開示府令第二号の二様式 同様式の第一部 証券情報の第3 その他の記載事項

三 開示府令第二号の三様式 同様式の第一部 証券情報の第3

その他の記載事項

- 四 開示府令第二号の四様式 同様式の第二部 企業情報の第2  
事業の状況の4 経営者による財政状態、経営成績及びキャ  
ッシュ・フローの状況の分析
- 五 開示府令第二号の五様式 同様式の第三部 企業情報の第2  
事業の状況の4 経営者による財政状態、経営成績及びキャ  
ッシュ・フローの状況の分析
- 六 開示府令第二号の六様式 同様式の第三部 企業情報の第2  
事業の状況の4 経営者による財政状態、経営成績及びキャ  
ッシュ・フローの状況の分析
- 七 開示府令第二号の七様式 同様式の第三部 企業情報の第2  
事業の状況の4 経営者による財政状態、経営成績及びキャ  
ッシュ・フローの状況の分析

(貸付金残高の内訳等の発行登録書における開示)

第四条 金融商品取引法第二十三条の三第一項の規定により発行登  
録書を提出しようとする特定金融会社等（以下「発行登録書提出  
特定金融会社等」という。）のうち前条第一項各号に掲げる事項  
を記載した有価証券報告書又は半期報告書を提出していない者  
は、当該発行登録書に、当該発行登録書の提出日の属する事業年  
度（その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その  
直前事業年度）の直前事業年度終了の日における当該発行登録書  
提出特定金融会社等に係る同項各号に掲げる事項を、当該各号に

その他の記載事項

- 四 開示府令第二号の四様式 同様式の第二部 企業情報の第2  
事業の状況の2 生産、受注及び販売の状況
- 五 開示府令第二号の五様式 同様式の第三部 企業情報の第2  
事業の状況の2 生産、受注及び販売の状況

「号を加える。」

「号を加える。」

(貸付金残高の内訳等の発行登録書における開示)

第四条 金融商品取引法第二十三条の三第一項の規定により発行登  
録書を提出しようとする特定金融会社等（以下「発行登録書提出  
特定金融会社等」という。）のうち前条第一項各号に掲げる事項  
を記載した有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書を提出  
していない者は、当該発行登録書に、当該発行登録書の提出日の  
属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内の日である場  
合には、その直前事業年度）の直前事業年度終了の日における当  
該発行登録書提出特定金融会社等に係る同項各号に掲げる事項

定める様式により記載しなければならない。

2 「略」

(貸付金残高の内訳等の発行登録追補書類における開示)

第五条 金融商品取引法第二十三条の八第一項の規定により発行登録追補書類を提出しようとする特定金融会社等（以下「発行登録特定金融会社等」という。）のうち第三条第一項各号に掲げる事項を記載した有価証券報告書又は半期報告書を提出していない者は、当該発行登録追補書類に、当該発行登録追補書類の提出日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度）の直前事業年度終了の日における当該発行登録特定金融会社等に係る同項各号に掲げる事項を、当該各号に定める様式により記載しなければならない。

2 前項の規定により同項に規定する事項を発行登録追補書類に記載しようとする発行登録特定金融会社等は、次の各号に掲げる発行登録追補書類の様式の区分に応じ、当該各号に定める箇所に記載しなければならない。

- 一 開示府令第十二号様式 同様式の第一部 証券情報の第4  
その他の記載事項

二 「略」

(貸付金残高の内訳等の有価証券報告書における開示)

を、当該各号に定める様式により記載しなければならない。

2 「同上」

(貸付金残高の内訳等の発行登録追補書類における開示)

第五条 金融商品取引法第二十三条の八第一項の規定により発行登録追補書類を提出しようとする特定金融会社等（以下「発行登録特定金融会社等」という。）のうち第三条第一項各号に掲げる事項を記載した有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書を提出していない者は、当該発行登録追補書類に、当該発行登録追補書類の提出日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度）の直前事業年度終了の日における当該発行登録特定金融会社等に係る同項各号に掲げる事項を、当該各号に定める様式により記載しなければならない。

2 「同上」

- 一 開示府令第十二号様式 同様式の第一部 証券情報の第3  
その他の記載事項

二 「同上」

(貸付金残高の内訳等の有価証券報告書における開示)

第六条 「略」

2 前項の規定により同項に規定する事項を有価証券報告書に記載しようとする報告書提出特定金融会社等は、次の各号に掲げる有価証券報告書の様式の区分に応じ、当該各号に定める箇所に記載しなければならない。

一 開示府令第三号様式 同様式の第一部 企業情報の第2 事業の状況の4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

二 開示府令第三号の二様式 同様式の第一部 企業情報の第2 事業の状況の4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

三 開示府令第四号様式 同様式の第一部 企業情報の第2 事業の状況の4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

〔条を削る。〕

第六条 「同上」

2 「同上」

一 開示府令第三号様式 同様式の第一部 企業情報の第2 事業の状況の2 生産、受注及び販売の状況

二 開示府令第三号の二様式 同様式の第一部 企業情報の第2 事業の状況の2 生産、受注及び販売の状況

三 開示府令第四号様式 同様式の第一部 企業情報の第2 事業の状況の2 生産、受注及び販売の状況

(貸付金残高の内訳等の第二・四半期に係る四半期報告書における開示)

第七条 金融商品取引法第二十四条の四の七第一項の規定により四半期報告書を提出すべき特定金融会社等(以下「四半期報告書提出特定金融会社等」という。)は、第二・四半期(事業年度における最初の四半期の次の四半期をいう。以下同じ。)に係る四半期報告書に、第二・四半期終了の日における当該四半期報告書提出特定金融会社等に係る第三条第一項各号に掲げる事項を、当該

(貸付金残高の内訳等の半期報告書における開示)

第七条 金融商品取引法第二十四条の五第一項の規定により半期報告書を提出すべき特定金融会社等（以下「半期報告書提出特定金融会社等」という。）は、当該半期報告書に、当該半期報告書に係る事業年度の開始の日から六月を経過する日における当該半期報告書提出特定金融会社等に係る第三条第一項各号に掲げる事項を、当該各号に定める様式により記載しなければならない。

2 前項の規定により同項に規定する事項を半期報告書に記載しようとする半期報告書提出特定金融会社等は、次の各号に掲げる半期報告書の様式の区分に応じ、当該各号に定める箇所に記載しなければならない。

- 一 開示府令第四号の三様式 同様式の第一部 企業情報の第2 事業の状況の2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

- 二 開示府令第五号様式 同様式の第一部 企業情報の第2 事業の状況の3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ

各号に定める様式により記載しなければならない。

2 前項の規定により同項に規定する事項を第二・四半期に係る四半期報告書に記載しようとする四半期報告書提出特定金融会社等は、開示府令第四号の三様式の第一部 企業情報の第2 事業の状況の1 生産、受注及び販売の状況の箇所に記載しなければならない。

(貸付金残高の内訳等の半期報告書における開示)

第八条 金融商品取引法第二十四条の五第一項の規定により半期報告書を提出すべき特定金融会社等（以下「半期報告書提出特定金融会社等」という。）は、当該半期報告書に、当該半期報告書に係る事業年度の開始の日から六月を経過する日における当該半期報告書提出特定金融会社等に係る第三条第一項各号に掲げる事項を、当該各号に定める様式により記載しなければならない。

2 「同上」

「号を加える。」

- 一 開示府令第五号様式 同様式の第一部 企業情報の第2 事業の状況の2 生産、受注及び販売の状況

ユ・フローの状況の分析

- 三 開示府令第五号の二様式 同様式の第一部 企業情報の第2  
事業の状況の2 経営成績等の概要

(不良債権の状況の有価証券届出書における開示)

第八条 届出書提出特定金融会社等のうち特定金融会社等の会計の整理に関する内閣府令(平成十一年総理府令・大蔵省令第三十二号。以下「会計府令」という。)第九条第一項の規定により同項各号に該当する貸付金(以下「不良債権」という。)に関する事項(以下「不良債権の状況」という。)を注記した財務諸表(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表をいう。以下同じ。)を記載した有価証券報告書又は会計府令第二十一条第二項の規定により不良債権の状況を注記した第一種中間財務諸表(中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書であつて金融商品取引法第二十四条の五第一項の表の第一号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものをいう。以下同じ。)若しくは第二種中間財務諸表(中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書であつて同表の第二号又は第三号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものをいう。以下同じ。)若しくは会計府令第二十三条第三項の規定により不良債権の状況を注記した第一種中間連結財務諸表(中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連

- 二 開示府令第五号の二様式 同様式の第一部 企業情報の第2  
事業の状況の2 生産、受注及び販売の状況

(不良債権の状況の有価証券届出書における開示)

第九条 届出書提出特定金融会社等のうち特定金融会社等の会計の整理に関する内閣府令(平成十一年総理府令・大蔵省令第三十二号。以下「会計府令」という。)第九条第一項の規定により同項各号に該当する貸付金(以下「不良債権」という。)に関する事項(以下「不良債権の状況」という。)を注記した財務諸表(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表をいう。以下同じ。)を記載した有価証券報告書、会計府令第二十一条第二項の規定により不良債権の状況を注記した第二・四半期に係る四半期財務諸表(四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書をいう。以下同じ。)若しくは会計府令第二十四条第三項の規定により不良債権の状況を注記した第二・四半期に係る四半期連結財務諸表(四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書をいう。以下同じ。)を記載した四半期報告書又は会計府令第二十二条第二項の規定により不良債権の状況を注記した中間財務諸表(中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書をいう。以下同じ。)を記載した半期報告書を提出して

結包括利益計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書であつて同表の第一号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものをいう。以下同じ。)を記載した半期報告書を提出していない者は、有価証券届出書に、当該有価証券届出書の提出日の属する事業年度(その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度)の直前事業年度終了の日における当該届出書提出特定金融会社等に係る不良債権の状況を記載しなければならぬ。

2 「略」

3 第一項の規定により同項に規定する不良債権の状況を有価証券届出書に記載しようとする届出書提出特定金融会社等は、次の各号に掲げる有価証券届出書の様式の区分に応じ、当該各号に定める箇所に記載しなければならない。

一 開示府令第二号様式 同様式の第二部 企業情報の第2 事業の状況の4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

二 開示府令第二号の二様式 同様式の第一部 証券情報の第4 その他の記載事項

三 開示府令第二号の三様式 同様式の第一部 証券情報の第4 その他の記載事項

四 開示府令第二号の四様式 同様式の第二部 企業情報の第2 事業の状況の4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

いない者は、有価証券届出書に、当該有価証券届出書の提出日の属する事業年度(その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度)の直前事業年度終了の日における当該届出書提出特定金融会社等に係る不良債権の状況を記載しなければならぬ。

2 「同上」

3 「同上」

一 開示府令第二号様式 同様式の第二部 企業情報の第2 事業の状況の2 生産、受注及び販売の状況

二 開示府令第二号の二様式 同様式の第一部 証券情報の第3 その他の記載事項

三 開示府令第二号の三様式 同様式の第一部 証券情報の第3 その他の記載事項

四 開示府令第二号の四様式 同様式の第二部 企業情報の第2 事業の状況の2 生産、受注及び販売の状況



- 五 開示府令第二号の五様式 同様式の第三部 企業情報の第2  
事業の状況の4 経営者による財政状態、経営成績及びキャ  
ッシュ・フローの状況の分析
- 六 開示府令第二号の六様式 同様式の第三部 企業情報の第2  
事業の状況の4 経営者による財政状態、経営成績及びキャ  
ッシュ・フローの状況の分析
- 七 開示府令第二号の七様式 同様式の第三部 企業情報の第2  
事業の状況の4 経営者による財政状態、経営成績及びキャ  
ッシュ・フローの状況の分析

(不良債権の状況の発行登録書における開示)

第九条 発行登録書提出特定金融会社等のうち会計府令第九条第一  
項の規定により不良債権の状況を注記した財務諸表を記載した有  
価証券報告書又は会計府令第二十一条第二項の規定により不良債  
権の状況を注記した第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務  
諸表若しくは会計府令第二十三条第三項の規定により不良債権の  
状況を注記した第一種中間連結財務諸表を記載した半期報告書を  
提出していない者は、発行登録書に、当該発行登録書の提出日の  
属する事業年度(その日が事業年度開始後三月以内の日である場  
合には、その直前事業年度)の直前事業年度終了の日における当  
該発行登録書提出特定金融会社等に係る不良債権の状況を記載し  
なければならない。

- 五 開示府令第二号の五様式 同様式の第三部 企業情報の第2  
事業の状況の2 生産、受注及び販売の状況

「号を加える。」

「号を加える。」

(不良債権の状況の発行登録書における開示)

第十条 発行登録書提出特定金融会社等のうち会計府令第九条第一  
項の規定により不良債権の状況を注記した財務諸表を記載した有  
価証券報告書、会計府令第二十一条第二項の規定により不良債権  
の状況を注記した第二・四半期に係る四半期財務諸表若しくは会  
計府令第二十四条第三項の規定により不良債権の状況を注記した  
第二・四半期に係る四半期連結財務諸表を記載した四半期報告書  
又は会計府令第二十二条第二項の規定により不良債権の状況を注  
記した中間財務諸表を記載した半期報告書を提出していない者  
は、発行登録書に、当該発行登録書の提出日の属する事業年度  
(その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直  
前事業年度)の直前事業年度終了の日における当該発行登録書提  
出特定金融会社等に係る不良債権の状況を記載しなければならない

〔2・3 略〕

(不良債権の状況の発行登録追補書類における開示)

第十条 発行登録特定金融会社等のうち会計府令第九条第一項の規定により不良債権の状況を注記した財務諸表を記載した有価証券報告書又は会計府令第二十一条第二項の規定により不良債権の状況を注記した第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表若しくは会計府令第二十三条第三項の規定により不良債権の状況を注記した第一種中間連結財務諸表を記載した半期報告書を提出していない者は、発行登録追補書類に、当該発行登録追補書類の提出日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度）の直前事業年度終了の日における当該発行登録特定金融会社等に係る不良債権の状況を記載しなければならない。

2 第八条第二項の規定は、前項の規定により同項に規定する不良債権の状況を発行登録追補書類に記載する場合について準用する。

3 第一項の規定により同項に規定する不良債権の状況を発行登録追補書類に記載しようとする発行登録特定金融会社等は、次の各号に掲げる発行登録追補書類の様式の区分に応じ、当該各号に定

い。

〔2・3 同上〕

(不良債権の状況の発行登録追補書類における開示)

第十一条 発行登録特定金融会社等のうち会計府令第九条第一項の規定により不良債権の状況を注記した財務諸表を記載した有価証券報告書、会計府令第二十一条第二項の規定により不良債権の状況を注記した第二・四半期に係る四半期財務諸表若しくは会計府令第二十四条第三項の規定により不良債権の状況を注記した第二・四半期に係る四半期連結財務諸表を記載した四半期報告書又は会計府令第二十二条第二項の規定により不良債権の状況を注記した中間財務諸表を記載した半期報告書を提出していない者は、発行登録追補書類に、当該発行登録追補書類の提出日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度）の直前事業年度終了の日における当該発行登録特定金融会社等に係る不良債権の状況を記載しなければならない。

2 第九条第二項の規定は、前項の規定により同項に規定する不良債権の状況を発行登録追補書類に記載する場合について準用する。

3 〔同上〕

---

める箇所に記載しなければならない。

- 一 開示府令第十二号様式 同様式の第一部 証券情報の第4  
その他の記載事項
- 二 「略」

- 
- 一 開示府令第十二号様式 同様式の第一部 証券情報の第3  
その他の記載事項
  - 二 「同上」
-

別紙様式第1号（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項、 <u>第7条第1項</u> 関係） [略]	別紙様式第1号（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項、 <u>第7条第1項</u> 、 <u>第8条第1項</u> 関係） [同左]
別紙様式第2号（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項、 <u>第7条第1項</u> 関係） [略]	別紙様式第2号（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項、 <u>第7条第1項</u> 、 <u>第8条第1項</u> 関係） [同左]
別紙様式第3号（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項、 <u>第7条第1項</u> 関係） [略]	別紙様式第3号（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項、 <u>第7条第1項</u> 、 <u>第8条第1項</u> 関係） [同左]
別紙様式第4号（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項、 <u>第7条第1項</u> 関係） [略]	別紙様式第4号（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項、 <u>第7条第1項</u> 、 <u>第8条第1項</u> 関係） [同左]
別紙様式第5号（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項、 <u>第7条第1項</u> 関係） [略]	別紙様式第5号（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項、 <u>第7条第1項</u> 、 <u>第8条第1項</u> 関係） [同左]

備考 表中の [ ] の記載は社記による。